

市営住宅・府営住宅

入居のしおり

快適な団地生活のために

集合住宅である団地では、お互いが気持ちよく生活できるように常に配慮する姿勢が求められます。各自がルールを守り、トラブルなく過ごしたいものです。

このしおりは、皆さまのこれからの団地生活をより楽しく快適なものにしていただくためのものです。ご一読のうえご理解、ご活用ください。



八幡市 建設産業部 住宅管理課

お問い合わせ 〒614-8501

京都府八幡市八幡園内 75 番地
八幡市役所 住宅管理課

電話 075-983-5767 (直通)

目 次

- ◆ はじめに . . . P1
- ◆ 入居するときの心得など . . . P2~3
- ◆ 入居後の心得など . . . P4~5
- ◆ 集合住宅入居者の心得について . . . P6~7
- ◆ 収入超過者等について . . . P8
- ◆ 退去される場合には . . . P9
- ◆ 各種届出・申請 . . . P10~11
- ◆ 住宅使用上の注意 . . . P12~16
- ◆ 住宅の模様替え . . . P17
- ◆ 災害時における注意 . . . P17~18
- ◆ 入居者が負担する修繕費など . . . P19~23